

1 目的

この要項は、「にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）の協賛社獲得及びイベント運営業務を実施する業者をプロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

2 本業務の概要

にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト協賛社獲得及びイベント運営業務仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

3 応募方法等

- (1) 応募しようとするものは、令和4年2月22日（火）午後5時までに公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）に関係書類を提出（持参又はメール送信）すること。
- (2) 説明会は実施しない。
- (3) 質問がある場合は、令和4年2月21日（月）午後5時までに問合せ先記載のメールアドレスまで電子メールを送信すること。（随時回答する。）

4 参加資格

応募者は以下に定めるすべてを満たすこと。

なお、本会は応募した時点ですべて満たしているものとして取扱い、虚偽等が判明した場合は、失格・無効とし、採択及び契約解除等に伴う損害は一切保証しない。

- (1) 新潟県に主たる営業所を置くものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 新潟県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 新潟県が賦課税徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者。
- (8) 常に連絡調整ができるよう体制を整えられる者であること。
- (9) 代理店業務及び同種のイベント実績を有する者。

5 提案書の提出

- (1) 応募者は、本実施要項及び仕様書に基づき下記のとおり関係書類を提出すること。

なお、いずれも紙媒体及び電子データ（PDF）の両方で提出する。

ア 必須提出物

- ① セールスシート
- ② 見積書
- ③ スポーツ体験キャラバンの実施案（セールスシートへの記載も可）

※①②③はA4判とし、カラー・モノクロ及び両面片面印刷いずれでも可、枚数は問わない。

イ その他提案（任意）

本会にとって魅力的な提案（有償・無償を明記のこと）

ウ 参考資料等を提出することも可とする。（規格問わず）

エ 本会への提出部数は3部とする。（ア～ウすべて）

オ 本会が追加資料の提示を求めた場合はそれに応ずること。

- (2) 提出先等

- ア 本会事務所（所在地等は下記 10 に記載）
- イ 提出期限は、令和 4 年 2 月 22 日（火）午後 5 時までとする。
- ウ 提出は持参、送付いずれでも可。（PDF はメール送信）

6 プレゼンテーション

審査のためのプレゼンテーションを次により行う。

- (1) 実施日 令和 4 年 2 月 25 日（金）（時間は別途通知する）
- (2) 会場 デンカビッグスワンスタジアム会議室（予定）
- (3) 方法 説明時間は、1 社につき 20 分以内とし、提出書類に基づき行うこととする。
なお、説明時間は変更する場合があります、その場合は、事前に連絡する。
- (4) 注意事項
 - ア 1 社からの参加者は 2 名以内とする。
 - イ パワーポイント・動画等を使用したプレゼンテーションも可とする。
なお、使用を希望する場合は事前に申し出ること。

7 審査及び結果の通知

- (1) 本会にて総合評価し、決定する。
- (2) 結果は令和 4 年 3 月 1 日（火）までにメールで通知する。
- (3) 評価・審査内容等の一切は公表しない。
- (4) 応募者の提案内容が本会の求める水準に達していない場合は、再募集する場合がある。
- (5) 決定した場合でも提案内容すべてを実施するとは限らない。

8 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、当該応募は無効又は失格となることがある。
 - ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 提出すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 重複応募の禁止
法人ごとに一つの応募とする。
- (3) 共同企業体の応募
複数企業による共同企業体（JV）で応募する場合は幹事社を決めて申請すること。

9 その他

- (1) 応募に関する書類等の諸費用は、全額応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、応募者に返却しない。
- (3) 令和 4 年度の本会事業計画・予算の機関決定を前提とした募集である。
- (4) セールス等については令和 3 年度中に着手することを想定している。
- (5) 令和 4 年度の実績を踏まえ契約を更新する場合がある。
- (6) 本会の概要は、本会ウェブサイト参照すること。
なお、セールスシート作成等にあたり同ウェブサイト掲載内容を記載、引用して差し支えない。
また、日本スポーツ協会及び新潟県ウェブサイトにおける本会関連情報を参考としてよい。
<https://www.niigata-sports.or.jp/>

10 提出及び問い合わせ先

〒950-0933 新潟県新潟市中央区清五郎 67 番地 12 デンカビッグスワンスタジアム内
公益財団法人新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課（担当：澁谷）
TEL 025-287-8600 FAX 025-287-8601 E-mail shibuya@niigata-sports.or.jp

にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト協賛社獲得及びイベント運営業務仕様書

公益財団法人新潟県スポーツ協会

1 委託業務名

にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト協賛社獲得及びイベント運営業務（以下「本委託業務」という。）

2 目的

公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）では、少子化や運動をする子としない子の二極化の進展、新型コロナウイルス感染症による運動・スポーツ機会の減少、令和5年度からの運動部活動の段階的な地域移行など、子どもたちを取り巻く環境の変化やスポーツ少年団の活性化、幼児期からの運動遊び普及の必要性を踏まえ、SDGsの観点を取り入れ、新潟県の子どもたちのよりよいスポーツ環境づくりを推進するため「にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）を立ち上げ、趣旨に賛同するパートナー企業とともに、子どもたちの健やかな育成とスポーツの振興を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託料

- （1）協賛社獲得代理店業務については完全成功報酬型とし、見積書に手数料のパーセンテージ等の必要事項を記載すること。
- （2）イベント運営業務については、事業計画策定後に受託者と協議する。

5 スケジュール

本会との打ち合わせによる。

6 業務内容等

- （1）協賛社獲得
協賛金額、協賛社獲得見込み数及び実施方法（募集・交渉等）は提案による。
- （2）イベント運営
運動遊びやスポーツ体験ができる「スポーツ体験キャラバン」を県内4か所で実施することとし、その実施方法は提案による。

7 その他

- （1）セールスシートは、本仕様書記載の目的を踏まえ作成すること。また、本会の参考情報等は、プロポーザル実施要項記載事項を参照すること。
- （2）業務の実施にあたっては、本会と緊密な連絡・連携を図りながら誠実に業務を進めるものとする。また、本委託業務の実施にあたっては、柔軟に対応し、本会が求める成果を最大限実現できるよう努めるものとする。
- （3）受託者は委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について、本会の承諾なしに第三者に再委託することはできない。
- （4）本委託業務により知り得た秘密及び個人情報を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （5）新型コロナウイルス感染症の感染予防に関する対応策を必ず提示すること。
- （6）本会との協議
ア 本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、本会と受託者で協議し、本会が決定することとする。
イ 受託者は、やむをえない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、必ず本会と協議のうえ、承諾を得ること。